

介護保険事業者指定申請の手引き

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護編

愛知県福祉局高齢福祉課

目 次

I 指定について

- 1 指定の意義
- 2 指定の基準
- 3 共生型短期入所生活介護
- 4 指定の事務の流れ

II 指定申請書類について

- 1 指定申請書類一覧について
- 2 指定申請書類の記入要領について

この手引きは、新規指定の申請をされる方に、運営基準を理解しながら手続きを行っていただけるよう作成しました。

また、既に開設された事業所の方にも、運営基準に則した適正な運営のために活用していただけましたら幸いです。

なお、この手引きは、随時見直しています。その都度、愛知県のホームページ（高齢福祉課介護保険指定・指導グループ）にて改訂版を提供しますので、必ずホームページで最新版を御確認の上、申請手続きをしてください。

この手引きは、令和2年3月版です

1 指定について

I-1 指定の意義

- ・ 愛知県内（名古屋市、東三河地区（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、豊田市を除く）に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い介護報酬を受けるには、愛知県知事の指定を受ける必要があります。
- ・ 指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- ・ 指定にあたり、①申請者が法人であること、②従業者の人員、設備及び運営の基準を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査し、行います。
- ・ 指定の有効期間は、6年間です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。また、基準に従って適切な運営がされない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 人員基準違反、設備・運営基準違反など取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の行政処分を受けることがあります。

I-2 指定の基準

- ・ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という）、共生型短期入所生活介護及び共生型介護予防短期入所生活介護（以下「共生型短期入所生活介護」という）についての指定基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）により規定されています。事業を行うにあたり、これらの省令、通知についての理解が必要です。
- ・ 基準省令は、必要最低限の基準を定めたものあり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。
- ・ なお、平成25年4月からは、これら国の基準をベースに県条例が制定されました。
- ・ 指定基準には、次の要件が定められています。

① 基本方針	指定短期入所生活介護の目的など
② 人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③ 設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④ 運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準

(1) 基本方針のあらまし

指定短期入所生活介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持等を図るものでなければなりません。

(2) 人員基準のあらまし

【単独型・併設型・ユニット型共通事項】

ア 管理者

- ・ 専従で常勤の者を配置する（1人）。
- ・ 兼務の取扱い

- ・ 兼務は、管理業務に支障がないことが前提です。
- ・ 当該事業所の従業者としての職務との兼務は可能です。
- ・ 同一法人で同一敷地内にある他の事業所、施設の職務との兼務は可能です。（管理者以外の職種で、1職種のみ兼務が可能です。）
- ・ ただし、併設される訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられます。

- ・ 資格要件はありませんが、次の管理者の職責を果たせること。
- ・ 管理者の職務（基準省令第52条）

- ・ 従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ・ 従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

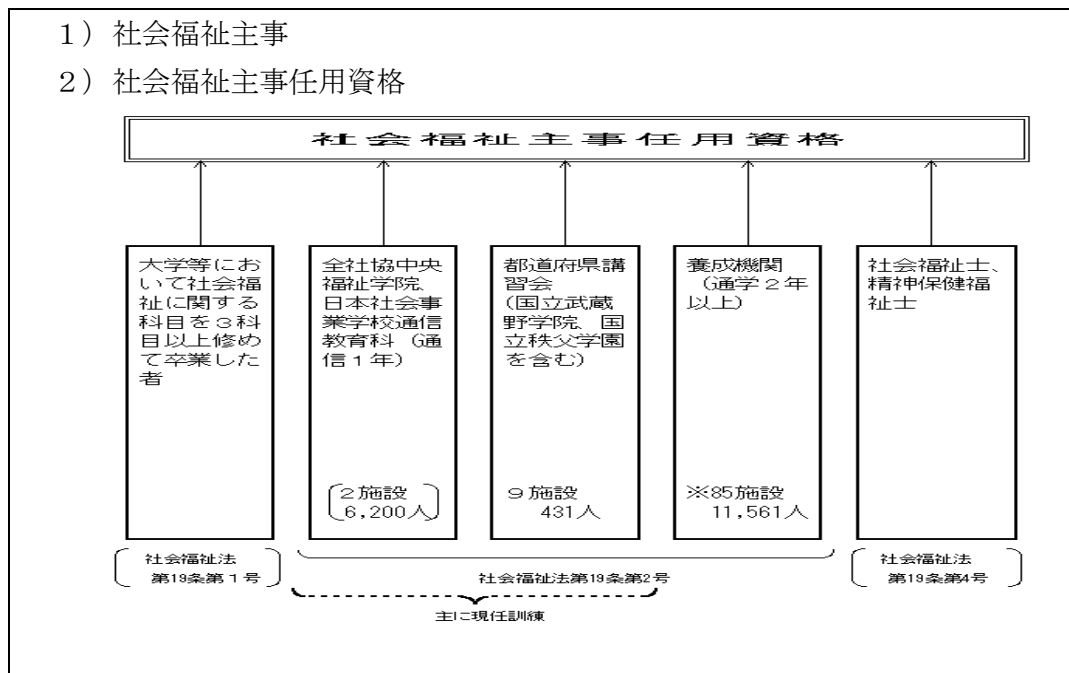
- ・ 他の職務と兼務する場合、管理者は、勤務日においては、1日の労働時間の半分以上は管理業務に就くこと。

イ 医師

- ・ 1人以上（非常勤で可）
- ・ 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障をきたさない場合は、兼務させることができます。

ウ 生活相談員

- ・ 愛知県では次の資格等を有する者が認められています。



☆ 上記の3科目については、厚生労働省のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>

☆ 上記の養成機関については、WAM NET（ホームページ）の社会福祉主事養成機関を参照してください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/selectyoseisusersu.html>

3) 社会福祉士

4) 精神保健福祉士

5) 上記と同等以上の能力を有すると認められた者

① 介護福祉士

② 介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者

③ 保育士（保育士登録機関で登録された保育士証が必要です）

④ その他、保健・医療・福祉に係る資格又は実務経験から同等の能力を有すると知事が認める者

（例：現在は退任しているが、民生委員の2期6年以上の実務経験がある者）

※ その他、保健・医療・福祉に係る資格又は実務経験から同等の能力を有すると知事が認める者を配置する場合は、「生活相談員の任用に係る申立書」を提出して認められる必要があります。

- ・ 常勤換算方法（※1）で、利用者の数（※2）が100又はその端数を増すごとに1人以上
- ・ 1人は常勤でなければなりません。
- ・ 併設事業所がある場合には、当該併設事業所の利用者の数を合算して必要人員を算出することができます。

エ 介護職員又は看護職員

- ・ 常勤換算方法（※1）で、利用者の数（※2）が3又はその端数を増すごとに1人以上
- ・ 介護職員は、1人は常勤でなければなりません。
- ・ 併設事業所がある場合には、当該併設事業所の利用者の数を合算して必要人員を算出することができます。
- ・ 看護職員については、平成20年4月1日からの取り扱いとして、単独事業所及び利用定員20名未満の併設事業所は1名の常勤職員を置くことが望ましい。
また、利用定員20人以上の併設事業所は、1名の常勤職員を配置しなければなりませんので、注意してください。（本体施設との兼務可）
- ・ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければなりません。

オ 栄養士

- ・ 1人以上
- ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障をきたさない場合は兼務させることができます。
- ・ 利用定員40人以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合で、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。

<留意事項>

栄養士の配置基準について、定員40人以下の事業所については、一定の条件で栄養士を置かないことができるとありますが、給食業務を第三者に委託する場合、栄養士の配置は必要です。

「保護施設等における業務の委託について」（昭和62年厚生省通知）の「3施設の行う業務について」にあるとおり、「施設は、次に掲げる業務を自ら実施するものとし、その業務を担当させるため、栄養士を配置すること。したがって、栄養士を配置していない施設は、調理業務の委託を行うことはできないものであること」となっています。

上記の保護施設等には、老人福祉法による老人福祉施設も含まれます。

老人福祉施設は、老人福祉法第5条の3に規定されており、老人短期入所施設も含まれます。

カ 機能訓練指導員

- ・ 1人以上
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有するもの（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）。
- ・ 当該指定短期入所生活介護事業所の他職種との兼務は可能です。
- ・ 併設本体施設に配置されている場合であつて当該施設の事業に支障をきたさない場合は兼務させることができます。

キ 調理員その他の従業者

- ・ 実情に応じて適当数配置

※1 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と短期入所生活介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が通所介護の機能訓練指導員と短期入所生活介護の看護職員を兼務する場合、短期入所生活介護の看護職員の勤務延時間数には、看護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

※2 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

⇒前年度の平均値は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、少数点第2位以下を切り上げるものとする。新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とする。

【空床型】

- ・ 特別養護老人ホームの人員基準を満たすこと

【ユニット型のみ】

- ・ 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
⇒2ユニット以下の施設は、1名配置
- ・ ユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置することは必要です。（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名で良いことになっています。）
- ・ 昼間、夜間及び深夜の時間について、愛知県では、原則昼間を14時間以上の

時間で設定することになっています。

(3) 利用定員

単独型短期入所生活介護事業所の利用定員は20名以上でなければならない。

(4) 設備基準のあらまし

建物は、耐火建築物とすること。

ただし、次の①又は②の要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物は準耐火建築物とすることができます。

- ① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（静養室、食堂、浴室、機能訓練室等。「以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていない場合
- ② 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、ア～ウの全ての要件を満たす場合
 - ア 事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画（消防計画等。以下「計画」という。）に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める。
 - イ 避難、救出等の訓練に関しては、計画に従い昼間及び夜間において行う。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備する。

【従来型】

- ・ 居室（1室の定員4人以下、1人当たり10.65平方メートル以上。）
- ・ 食堂、機能訓練室（食堂及び機能訓練室は、合計面積が利用定員1人当たり3㎡以上）
- ・ 浴室
- ・ 便所
- ・ 洗面設備
- ・ 医務室（単独型の場合、医療法に規定する診療所の許可は不要）
- ・ 静養室
- ・ 面談室
- ・ 介護職員室
- ・ 看護職員室
- ・ 調理室
- ・ 洗濯室又は洗濯場
- ・ 汚物処理室（他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであるので、独立した部屋が必ずしも必要でない）
- ・ 介護材料室
- ・ 廊下の幅は中廊下2.7メートル以上、片廊下1.8メートル以上（中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者が日常生活に直接使用する設備のある廊

下のこと)

- ・ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。

【ユニット型】

- ・ ユニット（居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含む）

※ユニットの定員は10人以下としなければならない

- ① 居室：定員1人（夫婦で利用するような場合等のみ2人）
1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上
居室は共同生活室に近接して一体的に設けられなければならない
⇒a 共同生活室に隣接している居室
b 共同生活室に隣接していないが、aの居室と隣接している居室
 - ② 共同生活室：当該共同生活室が属するユニットの利用定員に2平方メートルを乗じて得た面積以上の床面積
他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること
 - ③ 洗面設備：居室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。
 - ④ 便所：居室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。
- ・ 浴室（居室のある階ごとに設けることが望ましい。）
 - ・ 医務室
 - ・ 調理室
 - ・ 洗濯室又は洗濯場
 - ・ 汚物処理室
 - ・ 介護材料室
 - ・ 廊下の幅は中廊下2.7メートル以上、片廊下1.8メートル以上（中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者が日常生活に直接使用する設備のある廊下のこと）
なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者従業員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。
また、愛知県の方針として、ユニット型の場合は、往来に支障がなく、廊下の長さが10mに満たない場合は片廊下1.5m以上（中廊下1.8m以上）でも認めております。
 - ・ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。

(5) 運営基準のあらまし

運営の基準として次のような項目が規定されています。

- ・ 内容及び手続の説明及び同意
- ・ 短期入所生活介護の開始及び終了
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ サービス提供困難時の対応
- ・ 受給資格等の確認
- ・ 要介護及び要支援認定の申請に係る援助
- ・ 心身の状況等の把握
- ・ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
- ・ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供
- ・ サービスの提供の記録
- ・ 利用料等の受領
- ・ 保険給付請求のための証明書の交付
- ・ 指定短期入所生活介護の取扱方針（身体拘束の適正化を含む）
- ・ 短期入所生活介護計画の作成
- ・ 介護
- ・ 食事
- ・ 機能訓練
- ・ 健康管理
- ・ 相談及び援助
- ・ その他のサービスの提供
- ・ 利用者に関する市町村への通知
- ・ 緊急時等の対応
- ・ 管理者の責務
- ・ 運営規程
- ・ 勤務体制の確保等
- ・ 定員の遵守
- ・ 非常災害対策
- ・ 衛生管理等
- ・ 掲示
- ・ 秘密保持等
- ・ 広告
- ・ 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
- ・ 苦情処理
- ・ 地域等との連携、地域との連携
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 会計の区分
- ・ 記録の整備

(6) 報酬請求のあらまし

ア 基本報酬

短期入所生活介護事業所は、居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画に基づき各事業所で作成する短期入所生活介護計画に位置付けられた内容で請求することとされており、サービスの提供前に運営基準に定められた手続きを経て短期入所生活介護計画が作成されていなければ、介護報酬の請求はできません。

新規や区分変更申請等で要介護度が決まっていない場合や、諸事情で居宅サービス計画の入手が遅れた場合であっても、居宅介護支援事業所と連携を図り、サービスの提供前に短期入所生活介護計画を作成しなければならないことに留意してください。

イ 各種加算

報酬基準（国の単位数表、告示、留意事項通知）に適合しない場合は介護報酬の請求はできません。

I-3 共生型短期入所生活介護

(1) あらまし

「共生型短期入所生活介護」とは、障害者福祉制度における「短期入所」（障害者支援施設の併設型及び空所利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられます。

(2) 人員基準

ア 従業者

- ・ 短期入所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者の数を含めて当該短期入所事業所の利用者数とした場合に、当該短期入所事業所として必要とされる数以上である必要があります。
- ・ この場合、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の短期入所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することとなっていますが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算してください。

イ 管理者

- ・ 共生型短期入所生活介護の管理者と短期入所の管理者を兼務することは差し支えありません。

(3) 設備基準

ア 居室

- ・ 短期入所の居室面積が、当該短期入所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上であることが必要です。（一人あたり9.9㎡以上）

イ その他

- ・ その他設備については、短期入所としての設備基準を満たしていれば足りるもの
とします。
- ・ 要介護者、障害者及び障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテ
ンやパーテーション等の仕切りは不要です。
- ・ 短期入所その他の関係施設から、要介護者の支援を行う上で、必要な技術的助言
を受けていることが必要です。

(4) 運営基準

- ・ 運営基準の項目は10ページ（I-2（5））と同様です。
- ・ 共生型短期入所生活介護の利用定員は短期入所の事業専用の居室のベッド数と同数
とすること。

【例】併設事業所で利用定員が20名の場合

3月1日 要介護者10名、障害者及び障害児10名

3月4日 要介護者5名 障害者及び障害児15名 で差し支えありません。

I-4 指定の事務の流れ

(1) 指定の受付担当部署

- ・ 指定短期入所生活介護事業の指定に関する事務は、下記の福祉相談センターに
おいて行います。ただし、介護老人福祉施設の空床型の場合は、愛知県福祉局高
齢福祉課において行います。
- ・ 図面相談、新規申請及び加算届の受付は、事前予約が必要です。下記の担当窓
口に電話で予約をした上で申請窓口へお越してください。
- ・ 事業所の所在地が名古屋市、東三河広域連合（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城
市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、豊田市の場合には、各市等の
窓口へお問い合わせください。
- ・ なお、図面相談については、新規申請前の早い段階で審査を受けるようお願い
します。

【介護老人福祉施設の空床型】

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県西庁舎2階）

電話 052-954-6289

FAX 052-954-6219

【上記以外】

(表 I-3-1)

事業所の所在地	担当福祉相談センター
(市部) 一宮市、瀬戸市、半田市、春日井 市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小 牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、	尾張福祉相談センター 地域福祉課 〒460-0001

尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市 (愛知郡) 東郷町 (西春日井郡) 豊山町 (丹羽郡) 大口町、扶桑町 (海部郡) 大治町、蟹江町、飛島村 (知多郡) 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎7階) 電話 052-961-1423 FAX 052-961-7288
(市部) 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市 (額田郡) 幸田町	西三河福祉相談センター 地域福祉課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎9階) 電話 0564-27-2737 FAX 0564-27-2816

提出書類の様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課のホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>) に掲載しています。

(2) 指定のスケジュール

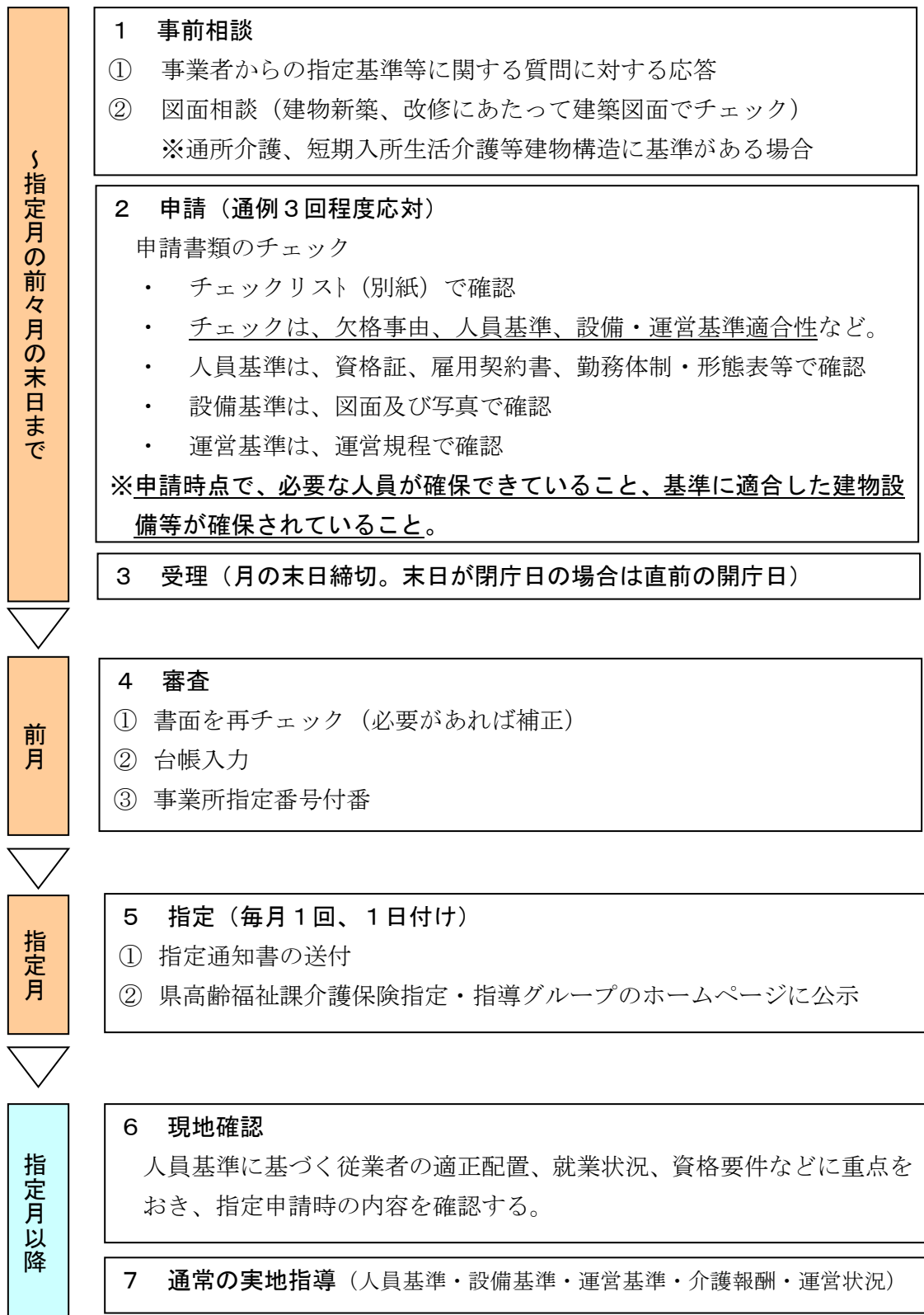
ア 基本ルール

- ① 指定は、指定希望月の前々月末の午後5時までに受付け、受理した申請書類を審査の上、翌々月の1日付けで行います。指定は月1回です。
- 例：1月25日に受理した申請は、審査の上、3月1日に指定する。
- なお、月の末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。
- 例：月の末日が日曜日の場合は、その前々日の金曜日が締切日。
- (事業所指定の特例)
- 市町村が介護保険事業計画の進捗上特に必要と認める通所介護事業や短期入所事業等については、次のとおりの取扱いとします。
- 15日受付期限：翌月初日指定、月末受付期限：翌月16日指定
- 特例の確認は市町村意見書により行います。
- ② 書類に不備のあるものについては、受理しません。
- ③ 申請時点で、建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります。(申請を受理した翌日に調査しても基準を満たしていることが確認できる状況とになっていることが必要です。) なお、原則として、指定日以後、3か月以内に、申請内容と相違ないか確認するため現地確認を行います。

イ 指定のスケジュール

指定申請についての大まかなスケジュールは、図 I-3-1 のとおりです。

(図 I-3-1 指定のスケジュール)



＜指定申請書受理後の留意事項＞

指定申請書受理後、指定月まで約1か月ありますが、その間も指定申請書等の審査期間です。

あくまでも指定予定であり、指定されるまでの間は利用予定者との契約はできませんので御注意ください。

なお、指定申請書を提出し、事業開始までに配置予定であった職員に変更が生じた場合は、必ず申請書受付機関にその旨を文書により報告してください。

必要職員の配置が困難となった場合は、申請の取り下げをする必要があります。取り下げをしない場合でも、その事実が確認されている場合は、指定時の人員基準を満たしていないため指定できません。

適正な人員が確保できないまま、取り下げせずに指定を受けた場合は、不正な手続により指定を受けた場合に該当する可能性が高く、指定の取消処分の対象となることがありますので、十分留意してください。

また、広報等については以下のことに注意してください。

- ◎ 内容が虚偽又は誇大なものにならないようにしてください。
- ◎ 「居宅介護支援」と同一紙面に広告はできません。
- ◎ リーフレット等には、介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。(例 良い例：3月1日指定予定、悪い例：3月1日オープン) また、内覧会等を開催する場合についても同様です。
- ◎ 各家庭を訪問し、広報を行うにあたっては、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

なお、事業の開始は原則として指定日と同日としてください。

(3) 業務管理体制整備に関する届出

法人として、新規に介護サービスを始めた場合は、医療みなし事業所のみを事業所を除き、法人単位で、業務管理体制を整備し、愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループ(電話(直)052-954-6289)に届け出る必要があります。指定申請とは別に、届け出る必要がありますので忘れないようにお願いします。

届出が必要な事由、届出様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>)に掲載しています。

(4) その他

① 老人福祉法上の届出

短期入所生活介護の事業を行う場合は、事業開始前に老人福祉法上の「老人短期入所事業開始届」の届け出が必要です。

事業所の所在地が名古屋市・東三河広域連合(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)・岡崎市・豊田市の場合には各市等の窓

口へお問い合わせください。

上記以外の市町村の場合は、下記に届出してください。

愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ	
電話番号	052-954-6287
ファックス	052-954-6919
住所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

② **生活保護法の指定**

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法に基づく指定申請の手続きは必要ありません。生活保護の指定が不要な場合は届出が必要となります。

事業所の所在地が名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市の場合には各市の窓口へお問い合わせください。

上記以外の市町村の場合は、愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活保護グループが担当です。(電話(直)052-954-6263)

ただし平成26年6月30日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関で、生活保護法の指定を受けていない介護機関は、指定を受けようとする場合には申請が必要となります。

詳細について <http://www.pref.aichi.jp/0000076652.html> を参照してください。

(5) 他の公費負担制度の手続きについては、それぞれの所管部局にご確認ください。

Ⅱ 指定申請書類について

Ⅱ－１ 指定申請書類一覧

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・(予防)共生型短期入所生活介護)

- ・ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の指定申請をするためには、(表Ⅱ－１の１)の書類が必要です。
- ・ 短期入所生活介護事業と介護予防短期入所生活介護事業を同時に申請する場合は、別々に書類を作成する必要はありません。但し、各書類において、サービス種類を記載する箇所に両方のサービス名を書く必要があります。
- ・ 申請(申請相談)にあたっては、チェックリスト(点検表を参照)を一番上にし、その下に(表Ⅱ－１の１)の書類を指定申請書類一覧表の番号順に揃えて、提出してください。
- ・ 下記書類の他に、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

(表Ⅱ－１の１) 指定申請書類一覧

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・(予防) 共生型短期入所生活介護)

- (1) 指定申請書 (様式第 1)
- (2) 指定に係る記載事項 (別紙 8-1~3)
- (3) 商業登記事項証明書 (直近 3 ヶ月以内の原本)
※共生型短期入所生活介護については直近のものでなくても可。また、写しの提出で可。
- (4) 欠格事由に該当していない旨の誓約書
 居宅サービス用 (別紙 20-1)
 介護予防サービス用 (別紙 20-6)
- (5) 役員名簿 (様式第 20-7)
- (6) 併設施設の認可証等の写し
- (7) 土地・建物が賃貸にあつてはその契約書の写し、法人所有の場合は所有がわかるもの、
周辺の地図【共生型短期入所生活介護不要】
- (8) 準耐火建築物 (居室等を 2 階に設ける場合) にあつては消防 (署) 長の意見書の写し
【共生型短期入所生活介護不要】
- (9) 平面図 (参考様式 3)
- (10) 事業所の部屋別施設 (参考様式 4)
- (11) 設備の概要 (参考様式 5)
- (12) 主要な場所の写真 (参考様式 1 2)
- (13) 管理者の雇用関係を証する書類【共生型短期入所生活介護不要】
- (14) 従業者の勤務体制及び勤務形態 (参考様式 1)
- (15) 就業規則
- (16) 資格が必要な職種の資格証
- (17) 運営規程
- (18) 苦情を処理するための措置の概要 (参考様式 6)【共生型短期入所生活介護不要】
- (19) 協力医療機関との契約書等【共生型短期入所生活介護不要】
- (20) 収支予算書 (任意様式・参考様式) (事業開始月から 1 年以上の収支見込)【共生型
短期入所生活介護不要】
- (21) 介護給付費算定に係る届出書 (別紙 2)
- (22) 介護給付費算定に係る一覧表
 居宅サービス用 (別紙 1)
 介護予防サービス用 (別紙 1-2)
【共通】
 夜間勤務条件基準
 ユニットケア体制
 生活機能向上連携加算 (有→協力医療提供機関との協定書等の写し及び協力医療
提供施設のリハ職の資格証の写し)
 機能訓練指導体制 (有→勤務表で確認、常勤専従の機能訓練指導員)
 個別機能訓練加算 (有→機能訓練指導加算と併算定する場合は、当該機能訓練指導
員と別の専従の機能訓練指導員が必要)

- 若年性認知症利用者受入加算の有無
- 送迎体制（有→車検証の写し、車の写真、賃貸にあつてはその契約書の写し）
- 療養食加算
- 認知症専門ケア加算（別紙18）
- 介護職員処遇改善加算（有→別紙様式12）

※ サービス提供体制強化加算は事業所として3ヶ月分の実績が必要です。よつて、新規指定から4ヶ月目の事業所が、加算要件に合致した場合に届け出ることができます。

例：令和2年3月1日指定

→令和2年6月1日から6月15日までに届出（郵送は不可）

（令和2年3月から令和2年5月の3ヶ月実績）

令和2年7月分より算定できます。

【介護給付】

- 看護体制加算（有→別紙8）【共生型対象外】
- 医療連携強化加算
- 夜勤職員配置加算（有→別添23-1）
- 介護ロボットの導入（有→写真及び目録の写し）

【共生型】

- 共生型サービスの提供（あり）
- 生活相談員配置等加算（介護福祉士等資格証添付）

(23) 証紙貼付書（様式第33）

(24) 社会保険料及び労働保険への加入状況にかかる確認表（別紙21）

(25) 障害福祉サービスの指定通知書の写し【共生型短期入所生活介護のみ】

Ⅱ-2 指定申請書類の記入要領

指定申請書類の「点検表」は、太枠部分のみ記入して、指定申請相談時に持参してください。

8、短期入所生活介護の点検表【介護予防(有・無)】					1	2	3	4	
法人名					点検日	/	/	/	/
事業所の名称					対応職員				
連絡先	Tel				相談者				
※(点検を受ける前に)今後の制度改正の状況に十分注意し、県より補正依頼があった場合は迅速に対応しますか。(はい・いいえ)									
書類	1	2	3	4	チェック内容				
1 指定申請書(様式第1)					□登記事項証明書等の目的の中に、介護給付にあっては「居宅サービス事業」「短期入所生活介護」等、介護予防にあっては「介護予防サービス事業」「介護予防短期入所生活介護」等の適切な文言があるか(社会福祉法人の場合、「第2種社会福祉事業 老人短期入所事業」) □法人の名称、所在地、代表者の氏名、住所、事業所の名称・所在地等が登記事項証明書・運営規程等と一致しているか □郵便番号の間違い注意				
2 指定に係る記載事項(別紙8-1~3)					□履歴事項全部証明書でも可 □介護予防の表記が間に合わない場合⇒補正依頼申立書(別紙26)				
3 商業登記事項証明書(直近3ヶ月以内の原本)					□法人の全役員と事業所の管理者が対象。□別紙20-1は居宅サービス用。介護予防サービス実施の場合には、別紙20-6も必要				
4 欠格事由に該当していない旨の誓約書(別紙20-1、20-6)					□法人の全役員と事業所の管理者が対象				
5 役員名簿(様式第20-7)					□特養、老健、病院、特定施設等				
6 併設施設の認可証等の写し					□法人所有の場合は所有が分かるもの(登記事項証明書の写し、納税通知書など) □事業所の位置がわかる周辺の地図 □賃貸にあっては契約書の写し(契約者は申請者(法人)となっているか。代表者個人名や系列会社名等は不可)				
7 土地・建物が賃貸にあってはその契約書の写し及び周辺の地図					□耐火建築物 □準耐火建築物(居室等を2階又は地階に設けていない) □準耐火建築物(居室等を2階又は地階に設ける場合)⇒消防(署)長の意見書の写し				
8 準耐火建築物(居室等を2階又は地階に設ける場合)にあっては消防(署)長の意見書の写し					□従来型かユニット型か □単独型か併設型か □中廊下2.7m、片廊下1.8m(※写真で確認する。部屋の広さの数値の記入。平面図に撮影した方向を記入)				
9 平面図(参考様式3)					(従来型) □内法寸法で記載 □居室(10.65㎡/人) □食堂・機能訓練室(3㎡/人) □浴室 □便所 □洗面 □医務室 □静養室 □面談室 □介護職員室 □看護職員室 □調理室 □洗濯室又は洗濯場 □汚物処理室 □介護材料室				
10 事業所の部屋別施設(参考様式4)					□建物外観、玄関、居室、食堂等その他設けなければならない設備 (※完成した事業所の写真添付) □写真一部不備の場合⇒補正依頼申立書(別紙26)				
11 設備の概要(参考様式5)					□労働条件通知書(雇入通知書)・辞令の写しなどの雇用関係が分かるもの				
12 主要な場所の写真(参考様式12)					□医師1 □生活相談員は100人までは常勤換算方法で1(その端数を増すごとに1) □介護職員又は看護職員が常勤換算で3:1以上 □栄養士 □機能訓練指導員1 □生活相談員・介護職・看護職のうち1は常勤 □同一敷地内で他の業務に着く場合にあっては、兼務先の勤務表 (介護予防短期入所生活介護と併設の場合は原則として同一勤務表で可だが、その旨明記) *勤務時間帯のわかるシフト表も添付すること				
13 管理者の雇用関係がわかるもの					□常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届出必要あり				
14 従業者の勤務体制及び勤務形態(参考様式1)					□医師 □生活相談員 □看護職員 □機能訓練指導員 □(管理)栄養士 □ユニット型の場合はユニットリーダー(当番2人以上必要。2ユニット以下は1人以上必要)				
15 就業規則					□保険給付の対象とならない費用・利用料の積算根拠(□居住費 □特別室代 □食費 □理美容代 □その他の日常生活費) □負担限度額の表記				
16 資格が必要な職種の資格証					□記録の保存と再利用 □担当者名、電話番号、FAX				
17 運営規程					□診療科目名				
18 苦情を処理するための措置の概要(参考様式6)					□会計区分 □内訳が明らか □事業収支見込の不一致の確認(とくに家賃や人件費の計上注意)				
19 協力医療機関との契約書等					【共通】 □夜間勤務条件基準 □ユニットケア体制 □生活機能向上連携加算(有一協力医療提供機関との協定書等の写し及び協力医療提供施設のリハ職の資格証の写し) □機能訓練指導員体制(有一勤務表で確認、常勤専従の機能訓練指導員) □若年性認知症利用者受入加算 □個別機能訓練体制(有一機能訓練指導員加算と併算定する場合は、当該機能訓練指導員と別の専従の機能訓練指導員が必要) □送迎体制(有一車検証の写し、車の写真、賃貸にあってはその契約書の写し) □療養食加算 □認知症専門ケア加算(有一別紙18) □介護職員処遇改善加算(有一別紙様式2) 【介護給付】 □看護体制加算(有一別紙8) □医療連携強化加算 □夜勤職員配置加算(有一別紙23-1)・介護ロボットの導入				
20 収支予算書(任意様式)(事業開始月から1年以上の収支見込)					□愛知県収入証紙30,000円分が添付されているか。(消印はしないでください。)				
21 介護給付費算定に係る届出書(別紙2)					□社会保険及び労働保険の手続が適正にとられているか。				
22 介護給付費算定に係る一覧表(別紙1、別紙1-2)					※共生型サービスを提供する場合は、障害者総合支援法に基づく指定通知書の写しを提出してください。 共生型サービスの場合、7「土地・建物が賃貸にあってはその契約書の写し及び周辺の地図」、8「準耐火建築物(居室等を2階又は地階に設ける場合)にあっては消防(署)長の意見書の写し」、13「管理者の雇用関係がわかる書類」、18「苦情を処理するための措置の概要」、19「協力医療機関との契約書等」及び20「収支予算書」の提出は不要です。				
23 証紙貼付書(様式第33)									
24 社会保険料及び労働保険への加入状況にかかる確認表(別紙21)									
1)									
2)									
3)									
※管理者等申請内容を熟知した方が申請して下さい。	注) 次回の点検にもこの用紙を一括に提出してください。								

(1) 指定申請書 (様式第1)

様式第1

※受付番号

指定居宅サービス事業者
指定介護老人福祉施設
介護老人保健施設指定(開設許可)申請書
介護医療院
指定介護予防サービス事業者

令和〇年〇月〇日

愛知県知事 殿

申請者 住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
株式会社あいちけん
氏名 代表取締役 愛知 太郎 (代表者の職及び氏名)

第70条第1項
第86条第1項
介護保険法第94条第1項の規定により、次のとおり
第107条第1項
第115条の2第1項

申請します。

※事業所所在地市町村番号

申請者	ふりがな 氏名又は名称	かぶしがいがいしゃあいちけん 株式会社あいちけん		
	住所又は主たる事務所の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 (ビルの名称等)		
	連絡先電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000
	法人の種類別	法人所轄庁		
代表者の職・氏名・生年月日	職名	代表取締役	ふりがな 氏名	あいち たろう 愛知 太郎
	生年月日	昭和32年1月1日		
代表者の住所	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 (ビルの名称等)			
指定(開設許可)を受けようとする事業所・施設	ふりがな 事業所名称	あいちまるまるたんきにゆうしよせいかつじぎょうしよ 愛知〇〇短期入所生活介護事業所		
	事業所の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 (ビルの名称等)		
	連絡先電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000
	事業等の種類	指定等を受けようとする事業等	事業開始等 予定年月日	事業等ごとの記載 事項
指定居宅サービス	訪問介護			別紙1のとおり
	訪問入浴介護			別紙2のとおり
	訪問看護			別紙3のとおり
	訪問リハビリテーション			別紙4のとおり
	居宅療養管理指導			別紙5のとおり
	通所介護			別紙6のとおり
	通所リハビリテーション			別紙7のとおり
	短期入所生活介護	○	令和〇年〇月1日	別紙8のとおり
	短期入所療養介護			別紙9のとおり
	特定施設入居者生活介護			別紙10のとおり
	福祉用具貸与			別紙11のとおり
	特定福祉用具販売			別紙12のとおり
施設	介護老人福祉施設			別紙13のとおり
	介護老人保健施設			別紙14のとおり
	介護医療院			別紙15のとおり
	介護予防訪問入浴介護			別紙2のとおり
	介護予防訪問看護			別紙3のとおり
	介護予防訪問リハビリテーション			別紙4のとおり
	介護予防居宅療養管理指導			別紙5のとおり
	介護予防通所リハビリテーション			別紙7のとおり
	介護予防短期入所生活介護	○	令和〇年〇月1日	別紙8のとおり
	介護予防短期入所療養介護			別紙9のとおり
	介護予防特定施設入居者生活介護			別紙10のとおり
	介護予防福祉用具貸与			別紙11のとおり
特定介護予防福祉用具販売			別紙12のとおり	
医療機関等の区分及びコード	事業区分			

① 申請者

- ・ 申請者は、法人でなくてはなりません。法人の種類は問いません。但し、介護保険サービスの実施にあたって、県（国）の認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、定款変更などの各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。
- ・ 法人登記上、記載されている住所を記載します。（丁目・番地等は省略せずに記載すること。）
- ・ 法人の名称についても、省略しないで登記上の正式な法人名を記載します。（例：「株式会社」を「(株)」等のように省略しないこと。）
- ・ 郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

~~② 印~~

- ~~・ 法務局に登録した印鑑（当該代表者印）を押印してください。~~

③ 法人所轄庁

- ・ 「法人の種類別」が株式会社、合同会社等の場合は空欄とし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人などは、所管する（認可等を受けた）官庁を記入します。

④ 事業所名称

- ・ 名称中の空白に注意してください。記載どおり台帳登録し、正確に記入してください。
例：「ショートステイあいち」とするのか「ショートステイ あいち」とするのか。
（後者は、空白あり）
- ・ 類似の名称がある場合、何かとトラブルが起きることが想定されますから、調査、確認の上、事業所名称を決めてください。

⑤ 事業開始等予定年月日

- ・ 申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。
例：令和2年3月中に受理の見込み → 令和2年5月1日

⑥ 既に指定等を受けている事業等

- ・ 同一敷地内・同一申請者により既に指定等を受けている事業がある場合に、記入してください。

(2) 指定に係る記載事項 (別紙8 (その1)) 【単独型用】

別紙8(その1) 指定短期入所生活介護事業者・指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項(単独型用)										
								※受付番号		
事業所	ふりがな		あいちまるまるたんきにゆうしよせいかつかいごじぎょうしよ							
	名称		愛知〇〇短期入所生活介護事業所							
	所在地		(郵便番号000-0000) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号							
	連絡先		電話番号	0000-00-0000			FAX番号	0000-00-0000		
管理者	ふりがな		あいち はなこ		(郵便番号000-0000)					
	氏名		愛知 花子		住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号					
	生年月日		昭和35年4月1日							
	事業所で他の職務を兼務する 場合にあつては、その職務名					なし				
一の敷地内の他の事業所等の職務を 兼務する場合にあつては、その事業所等の 名称、兼務する職務名及び勤務時間					なし					
1日当たりの利用者の推定数			20 人							
共生型サービスの提供の有無					あり <u>なし</u>					
従業者			医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)				1		1		7	
	非常勤(人)		1				1			
	常勤換算後の員数(人)				1.0		1.7		7.0	
	※基準上の必要員数(人)									
※適合の可否										
員数			栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置			
			専従	兼務	専従	兼務				
	常勤(人)									
	非常勤(人)			1	1					
	※基準上の必要員数(人)									
	※適合の可否									
設備			※基準上の必要数値				※適合の可否			
	居室	1室当たりの最大定員		1 人		人以下				
		利用者1人当たりの最小床面積		11.25 m ²		m ² 以上				
	食堂及び機能訓練室の合計面積		m ²		m ² 以上					
	共同生活室の面積		32.5 m ²		m ² 以上					
	廊下	片廊下の幅		1.85 m		m以上				
中廊下の幅		2.8 m		m以上						
建物の構造概要		鉄骨造り3階建て								
主な 揭示 事項	利用定員		20 人							
	ユニットごとの利用定員 及びユニット数		10 人 × 2 ユニット							
			人 × ユニット							
通常の送迎の実施地域		〇〇市								
協力医療機関	名称		〇〇病院			主な診療科名		内科		
	名称		△△歯科			主な診療科名		歯科		
	名称					主な診療科名				

※共生型サービスありの場合は従業者の員数欄記入不要

指定に係る記載事項（別紙 8（その 2））【空床利用型】

別紙8(その2) 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項 (空床利用型用)				
				※受付番号
事業所	ふりがな	あいちまるまるたんきにゆうしよせいいかいごじぎょうしよ		
	名称	愛知〇〇短期入所生活介護事業所		
	① 在 地	(郵便番号000-0000)		
		愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号		
連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000
管理者	ふりがな	あいち はなこ	住所	(郵便番号000-0000)
	氏名	愛知 花子		愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
	生年月日	昭和35年4月1日		
	事業所で他の職務を兼務する 場合にあつては、その職務名			なし
	一の敷地内の他の事業所等の職務を 兼務する場合にあつては、その事業所等の 名称、兼務する職務名及び勤務時間			なし
主な 掲 示 事 項	特別養護老人ホームの入所定員	80	人	/
	ユニットごとの入居定員 及びユニット数	10	人 × 8 ユニット	
			人 × ユニット	
通常の送迎の実施地域		〇〇市		
協力医療機関	名称	〇〇病院	主な診療科名	内科
	名称	△△歯科	主な診療科名	歯科
	名称		主な診療科名	

指定に係る記載事項（別紙 8（その 3））【併設事業所型】

別紙 8（その 3） 指定短期入所生活介護事業者・指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項（併設事業所型用）

		※受付番号												
事業所	ふりがな	あいちまるまるたんきにゆうしよせいいかつかいごじぎょうしよ												
	名称	愛知〇〇短期入所生活介護事業所												
	所在地	(郵便番号000-0000) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号												
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000									
管理者	ふりがな	あいち はなこ		(郵便番号000-0000)										
	氏名	愛知 花子		住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号										
	生年月日	昭和35年4月1日												
	事業所で他の職務を兼務する場合にあっては、その職務名		なし											
	一の敷地内の他の事業所等の職務を兼務する場合にあっては、その事業所等の名称、兼務する職務名及び勤務時間		なし											
併設本体施設の種別及び名称		特別養護老人ホーム 愛知												
併設本体施設の入院患者又は入所者数		80 人												
併設事業所の利用定員		20 人	1日当たりの短期入所生活介護の利用者の推定数		20 人									
共生型サービスの提供の有無		あり・なし												
従業者の員数	常勤(人)		医師		生活相談員		看護職員		介護職員					
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務				
	非常勤(人)		1		1		1		7					
	常勤換算後の員数(人)				1.0	1.7		7.0						
	※基準上の必要員数(人)													
	※適合の可否													
	常勤(人)		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置							
			専従	兼務	専従	兼務								
	非常勤(人)			1	1									
	※基準上の必要員数(人)													
※適合の可否														
設備	居室		1室当たりの最大定員		1 人	※基準上の必要数値		※適合の可否						
	利用者1人当たりの最小床面積				11.25 m ²	m ² 以上								
	食堂及び機能訓練室の合計面積				m ²	m ² 以上								
	共同生活室の面積				32.5 m ²	m ² 以上								
	廊下		片廊下の幅		1.85 m	m以上								
			中廊下の幅		2.8 m	m以上								
建物の構造概要		鉄骨造り3階建て												
主な揭示事項	本体施設の入所定員又は入院患者の定員		80 人											
	短期入所生活介護の利用定員		20 人											
	ユニットごとの利用定員及びユニット数		10 人	×						2 ユニット				
			人	×						ユニット				
通常の送迎の実施地域		〇〇市												
協力医療機関	名称	〇〇病院		主な診療科名		内科								
	名称	△△歯科		主な診療科名		歯科								
	名称			主な診療科名										

※共生型サービスありの場合は従業者の員数欄記入不要

① 管理者

- ・ 管理者については、資格要件はありませんが、「常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事」しなくてはなりません。
- ・ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事する場合
イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

次のような場合は、管理業務に支障があるとされ、兼務できません。

ア 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合

イ 併設される訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合

- ・ 事業所で他の職務を兼務する場合にあつては、その職務名
⇒短期入所生活介護事業所で他の職種と兼務する場合に記入
- ・ 同一敷地内の他の事業等の職務を兼務する場合にあつては、その事業所等の名称、兼務する職務名及び勤務時間
⇒同一法人で同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務する場合に記入する。

② 従業者の員数【共生型記入不要】

- ・ 医師、生活相談員等の数を、常勤・専従、常勤・兼務、非常勤・専従、非常勤・兼務の区分ごとに記入します。
- ・ 後述の「従業者の勤務体制及び勤務形態（参考様式1）」の人数、常勤換算数と一致すること。

③ 主な揭示事項

- ・ 「通常の送迎の実施地域」は、運営規程に定めたとおりに記載してください。書ききれない場合は、「別記」とし、別に記載した用紙を添付してください。
- ・ 「通常の送迎の実施地域」は、サービス提供のできる地域ではなく、この地域以外の利用者であっても利用者が希望すればサービスを提供することができます。
- ・ したがって、利用者の立場からは、通常の送迎の実施地域が明確でないと不利益を被る場合もあるため、通常の送迎の実施地域は客観的に定める必要があり、原則として、行政区画により規定します。

例：○名古屋市中区、春日井市、小牧市大草、小牧市光ヶ丘及び小牧市桃ヶ丘一丁目
×「春日井市東部」「小牧市の一部」

- ・ 事業者の立場からは、「通常の送迎の実施地域」は、次のような意義があります。

ア 事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒むことができないが、通常の送迎の実施地域外であることは、正当な理由とされる。
イ 通常の送迎の実施地域以外の場合には、交通費（移動に要する実費）をその他の費用として徴収できる。

(3) 商業登記事項証明書

- ・ 商業登記、法人登記の登記事項証明書（3ヶ月以内に法務局から発行された原本）を添付してください。
- ・ 原則として、介護保険法の短期入所生活介護事業を法人の事業として明確に位置付けていることを確認するため、目的として「介護保険法に基づく短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業」「介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業」などの規定がなされていることが必要です。
- ・ 登記申請中で、月末までに、商業登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書と法務局の受領印が押してある登記申請書類を提出してください。
- ・ 共生型短期入所生活介護の場合は、直近のものでなくても可とします。また、原本でなく、写しの提出で可とします。

(4) 欠格事由に該当していない旨の誓約書

- ・ サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として、平成18年4月の改正で、指定を行わない場合として、法人の役員等の欠格事由が規定されました。
- ・ また、愛知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等が役員にある法人については、指定及び指定の更新を受けることができません。
- ・ この欠格事由に該当する役員等がないことについて、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-1居宅サービス用）を提出します。
- ・ 介護予防短期入所生活介護事業を実施する場合は、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-6介護予防サービス用）」もあわせて提出してください。
- ・ 役員等には、管理者を含みます。

役員^①の範囲

「医療法人」・・・①理事、②監事

「社会福祉法人」・・・①理事、②監事

「特定非営利活動法人」・・・①理事、②監事

「合同会社」（有限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合名会社」（無限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合資会社」（有限責任社員と無限責任社員とで構成）・・・①全社員

「株式会社」・・・①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、③監査役（社外監査役）、
④会計参与

「地方公共団体」・・・①市町村長、②副市町村長

欠格事由に該当していない旨の誓約書

愛知県知事殿

申請者 住所

愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

株式会社あいちけん

代表取締役 愛知 太郎 印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第70条第2項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三及び第一百五十五条の十二第二項第五号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経

過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【愛知県条例で定める者】

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 24 年 12 月 21 日 愛知県条例第 70 号)

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員のうち暴力団員等があるものを除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 暴力団員等
- 二 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

欠格事由に該当していない旨の誓約書

愛知県知事殿

申請者 住所

愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

株式会社あいちけん

代表取締役 愛知 太郎 印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第 115 条の 2 第 2 項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。) を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。) を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り

消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。) までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。) の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【愛知県条例で定める者】

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 24 年 12 月 21 日 愛知県条例第 70 号)

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員の中に暴力団員等があるものを除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 暴力団員等

二 法人でその役員の中に暴力団員等があるもの

(5) 役員名簿

- ・ 誓約書の対象となる役員等について一覧表に記してください。
- ・ 役員等の範囲は、当該法人の申請書類を提出する日現在の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）及び管理者です。
- ・ 管理者を忘れずに記載してください。なお、役員が管理者となる場合の役職名は実態に合わせ「取締役兼管理者」等と記してください。

様式第20-7

役員名簿

(1枚中の1)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	役職名	(郵便番号) 住所
あいち たろう 愛知 太郎	昭 32.01.01	男	代表取締役	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇 〇号
やまだ はなこ 山田 花子	昭 32.01.02	女	取締役	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
たなか たろう 田中 太郎	昭 45.01.02	男	監事	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
あいち はなこ 愛知 花子	昭 35.04.01	女	管理者	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇 〇号
				(-)
				(-)
				(-)

(6) 併設施設の認可証等の写し

- ・ 併設型の場合は、本体施設（特養、老健等）の許可書等の写しを添付してください。

(7) 土地・建物が賃貸にあってはその契約書の写し及び周辺地図【共生型不要】

- ・ 事業所の土地・建物が賃貸である場合には、賃貸契約書のコピーを添付します。
- ・ 賃貸借の借り主は、申請者（法人）でなくてはなりません。代表取締役個人名での契約の場合や代表取締役が経営している他の会社名の場合などは、認められません。
- ・ 取締役が個人所有している物件を当該法人と賃貸契約している場合は、一般に民法で規定された双方代理にあたりますので、株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の承認が必要です。この場合は、承認時の議事録を添付してください。
- ・ 賃貸借契約書に、「住居としてのみ使用する」など条件が付されている場合は、あら

ためて、貸し主に「事務所として使用すること」を認める旨記した書面をもらい、コピーを添付してください。

- ・ 事業所の建物が法人所有である場合で、登記事項証明書が月末までに提出できない場合は、建物の検査済証及び引渡し証（写し）を提出し、速やかに登記手続きを行ってください。
- ・ 事業所予定地の周辺地図を添付してください。

（８）準耐火建築物（居室等を２階に設ける場合）にあつては消防（署）長の意見書の写し【共生型不要】

- ・ 従来型、ユニット型とも居室等を２階又は地階に設けている場合で準耐火建築物とする場合は、P 8（４）②の要件を満たす必要があり、基本設計段階において、事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談を行う必要があります。
- ・ 当該設計に基づき建設された場合には適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示し、適切に相談を行ってください。その上で、消防長又は消防署長から意見書を書面で受領し、コピーを添付してください。

（９）平面図（参考様式３）

- ・ 他の事業所と同じ事務室を共用してもかまいませんが、机などそれぞれの備品がどの事業所にあたるのか明確に区分すること。トイレ、相談室など共用する場合はその旨明記してください。
- ・ サービス提供に必要な設備・備品（洗面所・トイレ・書庫など）も記載します。
- ・ （12）「主要な場所の写真」にて確認するため、平面図に写真の番号と撮影した方向を記入してください。

(10) 事業所の部屋別施設 (参考様式4)

の部屋別施設 (参考様式4)

サービス種類 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
事業所名・施設名 (愛知〇〇短期入所生活介護)

設置階 部屋の種類		(1) 階			(2) 階			(3) 階			合 計	
		室数	面 積	備 考	室数	面 積	備 考	室数	面 積	備 考	室数	面 積
(居室・療養室)	1室の 定員		()			()			()			
居室	1		()		3	13.02㎡ ()		3	13.02㎡ ()		6	78.12㎡
居室	1		()		4	12.85.00㎡ ()		4	12.85㎡ ()		8	102.8㎡
居室	1		()		2	12.50㎡ ()		2	12.50㎡ ()		4	50.0㎡
居室	1		()		1	11.25㎡ ()		1	11.25㎡ ()		2	22.5㎡
			()			()			()			

面談室	1	15.12㎡ ()			()			()				
便所	2	4.52㎡ ()		10	4.52㎡ ()		10	4.52㎡ ()		22	99.44㎡	
医務室	1	14.5㎡ ()			()			()		1	14.5㎡	
静養室	1	15.6㎡ ()			()			()		1	15.6㎡	
一般浴室	1	30.35㎡ ()			()			()		1	30.35㎡	
介護浴室		()		1	10.85㎡ ()		1	10.85㎡ ()		2	21.7㎡	
脱衣室	1	16.48㎡ ()		1	16.48㎡ ()		1	16.48㎡ ()		3	49.44㎡	
介護職陰湿	1	15.35㎡ ()			()			()		1	15.35㎡	
看護職員室	1	10.75㎡ ()			()			()		1	10.75㎡	
厨房	1	26.0㎡ ()			()			()		1	26.0㎡	
事務室	1	30.8㎡ ()			()			()		1	30.8㎡	
洗濯室		()		1	4.0㎡ ()		1	4.0㎡ ()		2	8.0㎡	
汚物処理室	1	3.75㎡ ()		1	2.55㎡ ()		1	2.55㎡ ()		3	8.85㎡	
介護材料室		()		1	2.78㎡ ()		1	2.76㎡ ()		2	5.52㎡	
片廊下の幅		1.85m			1.85m			1.85m		/		
中廊下の幅		2.80m			2.80m			2.80m				
共用する施設・事業所名 ()												

(11) 設備の概要（参考様式5）

- ・ 基準上必要とされている設備について、事業を実施するにあたり必要な備品等を記載してください。

設備の概要（参考様式5）

サービス種類（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）
事業所名・施設名（愛知〇〇短期入所生活介護）

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての状況	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要 居室、洗面、便所	<p>全室個室として共同生活室に隣接。共同生活室の定員は10名。各個室には洗面所、便所を整備。便所、洗面はセンサーにより自動で照明点灯、木製の手すりを設置し安全性と利便性を確保すると共に温もりをもたせた。掃き出し窓を採用し緊急時、バルコニーへの避難を容易に出来るよう考慮した。</p>	
・ 食堂、リビング（共同生活室）	<p>居室から出ると食堂スペース、リビングスペースに通じる。車椅子利用者もスムーズに移動可能なスペースを確保した。</p> <p>食堂スペースは中央にテーブル、椅子を設置。両側に洗浄台、加熱調理台を設置し利用者個々の自立支援を促す設備となっている。炊飯器、電気ポット、電子レンジ、クッキングヒーター、冷蔵庫、シンク、自動食器洗い機等備えている。リビングスペースは南側に壁掛け大型テレビを設置し10名の利用者が十分に観賞出来る。中央にソファを置き利用者間のコミュニケーションを図れる場とした。食堂スペースとリビングスペースの間に介護カウンター付き間仕切り家具を設置し食堂スペース側のテレビ視聴が出来る配置とした。南面の窓により十分な採光を確保。</p>	
・ 機能訓練室	<p>階段、平行棒などのリハビリ機器を設置し、利用者の機能回復訓練にあたる。また、作業療法スペースにはテーブル、椅子を配置した。利用者の介護度の低下を予防し自立支援体制を整えた。</p>	
・ 浴室	<p>個人浴を設置。特にプライバシーを考慮し、個人浴には介護度の重い利用者も利用可能なスライドチェア付き浴槽を配備した。（別紙資料）</p> <p>また、身体負担の軽減を図る為、シャワー浴室を設けた。</p>	
・ 医務室、看護職員室	<p>医務室と看護職員室は隣接し引き戸により出入りできる。医務室は回診車、薬収納庫、シンク、作業台、歯科診療台、ベッドの設備がある。看護職員室は中央に机、椅子を設置し、シンク、作業台、滅菌機、ベンチ、棚、冷蔵庫の設備がある。</p>	
・ 介護職員室	<p>共同生活室3つを単位として各1箇所、計4箇所ある。机、椅子、掲示板などの事務機器、ナースコール受信機、放送設備、火災表示板等の設備がある。</p>	
・ 洗濯室	<p>業務用大型洗濯機・乾燥機、一般洗濯機、衣類などの滅菌用シンクを設備している。</p> <p>手洗いシンク、汚物流し、モップ洗い、一般全自動洗濯機、2槽式洗濯機、乾燥機の設備が共同生活室3つを単位として、計4箇所ある。</p>	
・ 汚物処理室	<p>1F、2F合わせて5箇所あり介護備品を備えるスペースを確保した。</p>	
・ 介護材料室		
・ 調理室	<p>大量調理施設衛生管理マニュアルの施設設備に準じた。食品の各調理過程ごとに汚染作業区域、非汚染区域、清潔作業区域を固定し壁で区画した。</p> <p>検収室、食品等倉庫、下処理室の汚染作業区域は特に下処理重から加熱調理室への食材の移動はパススルー式冷蔵庫を採用した。加熱調理室へは自動ドアのついた準備室を経由し二次感染予防を図った。厨房は不燃材（〇〇社製）を使用した加熱調理された食品は盛付けルームに運ばれ盛付けされ保温保冷库に収納。その後、配膳棚より配膳室に移され各共同生活室に運ばれていく。主な設備は次のとおり。</p>	
検収室	手洗い、ピラー	
下処理室	冷凍庫、冷蔵庫、フードカッター、消毒保管庫、作業車、シンク	
準備室	ロッカー、自動ドア	
厨房	Hanson、フライヤー、スチームオーブン、プラストチャー、温蔵庫、ガス台、ヨーグルトメーカー、保管棚等	
盛付室	ミキサー、冷蔵庫、作業台、保温保冷库	
配膳室	配膳ワゴン	
洗浄室	洗浄機、シンク、食器消毒保管庫	

(12) 主要な場所の写真（参考様式 1 2）

- ・ 写真はカラー写真としてください。
- ・ 設備基準上必要な設備については、全て写真を撮影してください。
ただし、居室で構造、面積等が同一の部屋の場合は、そのうちの1つの写真で足りません。
- ・ 撮影した日付を記入してください。
- ・ 写真説明欄には、(9) 平面図に付した番号（撮影位置を示したもの）と説明を記入してください。

<p>主要な場所の写真</p>	<p>注) 1、撮影年月日入力 2、撮影位置、写真内容等説明を記入してください 3、工事中、改修中は確認がとれませんので不可</p>
	<p>撮影日 令和 年 月 日</p>
	<p>写真説明</p>
	<p>① 建物外観</p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p>撮影日 令和 年 月 日</p>
	<p>写真説明</p>
	<p>② 建物玄関</p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p> </p>
	<p>撮影日 令和 年 月 日</p>
	<p>写真説明</p>
	<p>③～</p>
	<p>共同生活室</p>
	<p>居室</p>
	<p>医務室</p>
	<p>洗面設備</p>
	<p>浴室</p>
	<p>調理室</p>
	<p>汚物処理室</p>
<p>介護材料室</p>	
<p>トイレ</p>	
<p>事務室</p>	
<p>備品(机、椅子、パソコン、通信機器など)</p>	
<p>非常災害設備 など</p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	

(13) 管理者の雇用関係を証する書類【共生型不要】

- ・ 雇用関係を証する書類とは、当該の者が、すでに申請者の法人に雇用されている、又は指定日までに雇用することを示す「雇用契約書」「労働条件通知書（雇入通知書）」「辞令」のいずれかの写し（コピー）です。

- * ユニット型の場合は、ユニット部分と全体部分（管理者、医師等特にユニットに専属で張り付かない職員）に分けて勤務表を作成してください。
- * 併設ショートで看護体制加算をとる場合は、看護職員が本体施設とショートでどのように区分されて配置（どちらを主に）されているのか分かるように記載してください。
- * 従来型で夜勤職員配置加算を算定する場合は、事業所毎に定めた※夜勤時間帯（午後 10 時から午前 5 時までの時間を含めた 16 時間）における日毎及び当該月の延べ夜勤時間数を余白に記載するなど、分かるようにしてください。※夜間時間帯のことではありません。

① 年月

- ・ 指定予定月を記入します。指定は、申請書を受理した月の翌々月の 1 日です。
例：令和 2 年 3 月中の申請 → 令和 2 年 5 月 と記入してください。

② サービス種類

- ・ 申請するサービス種類を記入します。介護予防短期入所生活介護を実施するときは、「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」と併せて記入してください。

③ 常勤職員の勤務時間

- ・ 就業規則で常勤職員が 1 週間で勤務すべき時間数を記載してください。（労働基準法上の上限は、1 日 8 時間、1 週 40 時間とされています。（労働基準法の適用のない使用者の立場の方であっても同様に取り扱います。））
- ・ 1 週 32 時間以下の場合については、常勤職員の勤務すべき時間は、1 週 32 時間としてください。

④ 職種

- ・ 「管理者」「医師」「生活相談員」「看護職員」等、人員基準上の職種で記載してください。
- ・ 兼務者については、常勤換算が必要な職種の場合は、それぞれの職種において記載する必要があります。（例：生活相談員と介護職員を兼務している場合：生活相談員と介護職員それぞれに名前を記載し、勤務時間の配分を行う。）

⑤ 勤務形態

- ・ 勤務形態の区分（A, B, C, D）は、常勤か非常勤か、専従か兼務かによって区別されています。

区分	専従	兼務
常勤	A	B
非常勤	C	D

- ・ 介護保険事業所上の常勤、非常勤、専従及び兼務の意味は次のとおりです。

常勤	正規職員、パート、派遣など雇用形態にかかわらず、「常勤職員の勤務時間数」を勤務する場合はすべて常勤です。
----	--

非常勤	この事業所における勤務時間が、「常勤職員の勤務時間数」に満たない場合は、非常勤です。正規職員であっても同一法人の同一敷地内にない他の事業所を兼務している場合などは、非常勤です。
専従	当該事業所の他の職種に従事せず、同一敷地内の同一法人が経営する他の事業所の職務に従事していない場合です。
兼務	当該事業所の他の職種又は同一敷地内の同一法人が経営する他の事業所の職務に従事している場合です。

- ・ 管理者は、常勤でなくてはなりません。管理者の場合は、支障がない場合は「常勤・兼務（B）」も認められます。

⑥ 氏名

- ・ 資格証と不一致がないようにしてください。改姓され、現在資格証の書き換え手続き中である場合は、公的機関が発行する書類により改姓したことを示す必要があります。具体的には、戸籍抄本、免許証の裏書き、年金手帳などのコピーを提出してください。

⑦ 4週の合計・週平均の勤務時間

- ・ 「4週の合計」は、1日から28日までの時間数を合計した数字を記入してください。
- ・ ただし、「平均の勤務時間」は、祝日や年末年始の特別休業がなかったものとして、通常の週の平均勤務時間を記入してください。

例：1日8時間の常勤職員

→ 年末年始休業もあり4週の合計が128時間であったとしても、週平均勤務時間は、40時間とする。

⑧ 常勤換算後の人数（P7参照）

- ・ 短期入所生活介護事業所は、生活相談員が、常勤換算で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1.0人以上、看護職員又は介護職員が利用者の数が3又はその端数を増すごとに1.0人以上いる必要があります。
- ・ 常勤換算の数字は、（職種ごとの「週平均の勤務時間」の合計数）÷（常勤職員の1週間あたりの勤務時間）で計算し、小数点以下第2位を切り捨てます。

⑨ 兼務先及び兼務する職種

- ・ 同一事業所の他の職種に従事するか、同一敷地内で同一法人が行う事業に従事している場合、兼務先と兼務する職種、従事時間（例：1日4時間、週20時間）を記入してください。

⑩ ユニット職員について

- ・ ユニットケアについては、生活単位と介護単位の一致という観点から、職員の固定配置を行い、そうすることで顔なじみの関係ができ、コミュニケーションもとりやすくなります。
- ・ 基本的に人員は、ユニットに固定配置するものとし、ユニット間兼務は行わないことを原則とします。
- ・ ただし、夜間勤務を考慮し、一方のユニットに勤務する介護職員が、セットのユニット間で、他方のユニットの入所者とのなじみの関係を促進するため、計画的に月に数回他方のユニットに勤務することは、職員数の確保が十分であることを条件に、認めています。

⑪ ユニット職員の勤務時間帯について

- ・ 通常、ユニットにおける昼間の時間は、入居者の生活実態に応じて設定するものですが、愛知県では、最低の昼間時間として14時間を設定してもらっています。

(15) 就業規則

- ・ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成・労働基準監督署へ届出ることとされていますので、そのコピーを添付してください。
なお、短時間労働者、いわゆるパートタイマーであっても、「常時10人以上の労働者」の対象となります。
- ・ 就業規則を作成する必要のない使用者は必要ありません。
- ・ ただし、当該事業所においては10人未満であるが、同一法人の他の事業所において就業規則を作成しており、その就業規則を当該事業所の職員にも適用する場合は、その就業規則を添付してください。

(16) 資格が必要な職種の資格証

- ・ 資格証・修了証明書は、A4サイズにコピーして添付してください。
- ・ 結婚等により現在の姓と資格証の姓が異なる場合は、公的機関が発行する書類により改姓したことを示す必要があります。具体的には、戸籍抄本、免許証の裏書き、年金手帳などのコピーを提出します。
- ・ 介護福祉士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士などの登録により有資格となる資格要件が必要な職種については、登録完了の書類（登録証明書）の確認ができるまで指定基準上の従業者として認めていません。合格証書では不可です。

(17) 運営規程

- ・ 運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

1	事業の目的及び運営の方針	
2	従業者の職種、員数及び職務の内容	
3	利用定員	
4	指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	
5	通常の見送の実施地域	客観的にその区域が特定されること。
6	サービス利用に当たっての留意事項	
7	緊急時等における対応方法	
8	非常災害対策	
9	その他運営に関する重要事項	

- ・ 運営規程の例を愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/provision/21-24.doc>) に掲載していますので参考にしてください。従業者の職種、員数は、(2) 指定に係

る記載事項及び（14）従業員の勤務体制及び勤務形態の記載と合致するようにしてください。

- ・ なお、利用料の積算根拠を必ず添付してください。

（18）苦情を処理するための措置の概要（参考様6）【共生型不要】

- ・ 参考例を愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ
- ・ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/sankou/sy06.doc>) に掲載していますので、参考にして記入してください。


（19）協力医療機関との契約書等【共生型不要】

- ・ 契約書の写しを提出してください。（診療科目が明記されていることが望ましい）
- ・ 診療科目が明記されていない場合には、協力医療機関の診療科目の分かる書類を添付してください。

（20）収支予算書（任意様式）（事業開始月から1年以上の収支見込）【共生型不要】

- ・ 事業者は、事業所ごとに経理を区分し、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。
- ・ 事務室の共用をする場合など、原則、費用の按分をしてください。費用按分が困難な経費については、主たる事業に一括して計上することも認めます。
- ・ 赤字が継続するような収支予算書の場合、2年目以降の収支予算書を作成していただきます。場合によっては、事業計画の再検討等をお願いする場合があります。

(21) 介護給付費算定に係る届出書

別紙2		担当者氏名				
		電 話				
		ファクシミリ				
		受付番号				
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> 愛 知 県 知 事 殿 令和 年 月 日						
		所 在 地 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
		名 称 株式会社あいちけん				
		代表者の氏名 代表取締役 愛知 太郎				
このことについて、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。						
		事業所所在地市町村番号				
届出者	フリガナ	カブシキガイシャアイチケン				
	名 称	株式会社あいちけん				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000	
	法人の種類別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職 名	代表取締役	フリガナ氏名	アイチ 太郎	
代表者の住所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号					
事業所の状況	フリガナ	アイチマルマルタンキニュウショセイカツカウゴジギョウショ				
	事業所の名称	愛知〇〇短期入所生活介護事業所				
	事業所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000	
	管理者の氏名	愛知 花子				
	管理者の住所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
届出を行う事業等	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護	○		1新規 2変更 3終了	令和〇〇年〇月1日	
	介護予防短期入所生活介護	○		1新規 2変更 3終了	令和〇〇年〇月1日	
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	特定福祉用具販売			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定福祉用具販売			1新規 2変更 3終了		
	施設			1新規 2変更 3終了		
介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了			
介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了			
介護医療院			1新規 2変更 3終了			
介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号	2	3				
医療機関コード等						
特記事項	変 更 前			変 更 後		

①、② 届出者 ~~一印~~

- ・ 注意事項は、指定申請書の記入要領と同様です。
- ・ 郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

③ 事業所の状況

- ・ 指定申請書類等と記載内容に違いがないよう確認してください。

④ 異動（予定）年月日

- ・ 申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。

例：令和2年3月中に受理の見込み → 令和2年5月1日

(22) 介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2）

別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）						
				事業所番号	事業所名	愛知〇〇短期入所生活介護事業所
※欄け出る加算に係る箇所のみ〇をつけてください。						
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	地域区分	その他該当する体制等	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 6 6級地 9 7級地 5 その他		
			長期勤務条件基準	1 基準型 2 減算型		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供（短期入所事業所）	1 なし 2 あり		
			生活福祉用具配置加算	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり		
			認知訓練指導体制	1 なし 2 あり		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅰ又はⅡ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			看護体制加算Ⅲ又はⅣ	1 なし 2 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
			認知機能向上加算	1 なし 2 あり		
			運動機能加算	1 なし 2 加算ⅠⅡ 3 加算Ⅲ・Ⅳ		
			介護中かつの導入	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			施設体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養加算	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 2 加算ⅠⅡ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
			サービス提供体制強化加算（単床型、併設型）	1 なし 2 加算ⅠⅡ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ		

別紙1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）						
				事業所番号	事業所名	愛知〇〇短期入所生活介護事業所
※欄け出る加算に係る箇所のみ〇をつけてください。						
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	地域区分	その他該当する体制等	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
			長期勤務条件基準	1 基準型 6 減算型		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供（短期入所事業所）	1 なし 2 あり		
			生活福祉用具配置加算	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり		
			認知訓練指導体制	1 なし 2 あり		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			施設体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養加算	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 2 加算ⅠⅡ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
			サービス提供体制強化加算（単床型、併設型）	1 なし 2 加算ⅠⅡ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ		

加算の根拠となるサービスの内容、体制が確保されていることが前提となります。

- ① 事業所名を記入
- ② 新規の場合は記入不要
- ③ 地域区分

事業所の所在する市町村名から選択してください。

	市町村名	平成30年度から 平成32年度まで		市町村名	平成30年度から 平成32年度まで		市町村名	平成30年度から 平成32年度まで
1	名古屋市	3級地 (15%)	19	小牧市	7級地 (3%)	37	あま市	6級地 (6%)
2	豊橋市	7級地 (3%)	20	稲沢市	6級地 (6%)	38	長久手市	6級地 (6%)
3	岡崎市	6級地 (6%)	21	新城市	7級地 (3%)	39	東郷町	6級地 (6%)
4	一宮市	7級地 (3%)	22	東海市	7級地 (3%)	40	豊山町	7級地 (3%)
5	瀬戸市	7級地 (3%)	23	大府市	7級地 (3%)	41	大口町	7級地 (3%)
6	半田市	7級地 (3%)	24	知多市	7級地 (3%)	42	扶桑町	7級地 (3%)
7	春日井市	6級地 (6%)	25	知立市	6級地 (6%)	43	大治町	6級地 (6%)
8	豊川市	7級地 (3%)	26	尾張旭市	7級地 (3%)	44	蟹江町	6級地 (6%)
9	津島市	6級地 (6%)	27	高浜市	7級地 (3%)	45	飛島村	7級地 (3%)
10	碧南市	6級地 (6%)	28	岩倉市	7級地 (3%)	46	阿久比町	7級地 (3%)
11	刈谷市	5級地 (10%)	29	豊明市	6級地 (6%)	47	東浦町	7級地 (3%)
12	豊田市	5級地 (10%)	30	日進市	6級地 (6%)	48	南知多町	その他 (0%)
13	安城市	6級地 (6%)	31	田原市	7級地 (3%)	49	美浜町	その他 (0%)
14	西尾市	6級地 (6%)	32	愛西市	6級地 (6%)	50	武豊町	その他 (0%)
15	蒲郡市	7級地 (3%)	33	清須市	7級地 (3%)	51	幸田町	7級地 (3%)
16	犬山市	7級地 (3%)	34	北名古屋市	6級地 (6%)	52	設楽町	7級地 (3%)
17	常滑市	7級地 (3%)	35	弥富市	6級地 (6%)	53	東栄町	7級地 (3%)
18	江南市	7級地 (3%)	36	みよし市	6級地 (6%)	54	豊根村	7級地 (3%)

④ 施設等の区分欄

- ・ 「1 単独型」「2 併設型・空床型」「3 単独型ユニット型」「4 併設型・空床型ユニット型」いずれかに○をつけること。

※ 一部ユニット型の場合は、従来型とユニット型をそれぞれの事業所（施設）として指定することになりますので、ご注意ください。

【共通】

- 夜間勤務条件基準
- ユニットケア体制
- 生活機能向上連携加算（有→協力医療提供機関との協定書等の写し及び協力医療提供施設のリハ職の資格証の写し）
- 機能訓練指導体制（有→勤務表で確認、常勤専従の機能訓練指導員）
- 個別機能訓練加算（有→機能訓練指導加算と併算定する場合は、当該機能訓練指導員と別の専従の機能訓練指導員が必要）
- 若年性認知症利用者受入加算の有無
- 送迎体制（有→車検証の写し、車の写真、賃貸にあつてはその契約書の写し）
- 療養食加算
- 認知症専門ケア加算（別紙18）
- 介護職員処遇改善加算（有→別紙様式12）

※ サービス提供体制強化加算は事業所として3ヶ月分の実績が必要です。よって、新規指定から4ヶ月目の事業所が、加算要件に合致した場合に届け出ることができます。

例：令和2年3月1日指定

→令和2年6月1日から6月15日までに届出（郵送は不可）

（令和2年3月から令和2年5月の3ヶ月実績）

令和2年7月分より算定できます。

【介護給付】

- 看護体制加算（有→別紙8）【共生型対象外】
- 医療連携強化加算
- 夜勤職員配置加算（有→別添23-1）
- 介護ロボットの導入（有→写真及び目録の写し）

【共生型】

- 共生型サービスの提供（あり）
- 生活相談員配置等加算（介護福祉士等資格証添付）

(別紙18)

令和 年 月 日

認知症専門ケア加算に係る届出書

介護保険事業者番号	2 3	異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
事業所名	愛知〇〇短期入所生活介護事業所				
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 介護老人福祉施設 3 介護老人保健施設 4 短期入所生活介護 5 短期入所療養介護 6 介護医療院				
届出項目	① 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 2 認知症専門ケア加算（Ⅱ）				

認知症専門ケア加算に関する届出内容

定員及び利用者の状況

入居者の総数	20	人			
認知症である者	15	人	75.00	>= 50%	

「認知症である者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す

認知症介護に係る専門的な研修を修了している者

研修を修了した 従業員の数	1	人			
------------------	---	---	--	--	--

当該従業員の研修修了証を添付すること。

(Ⅰ)の要件

従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	有	・	無
---	---	---	---

(Ⅱ)の要件

介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する計画を作成し。計画に従い、研修を実施または実施を予定している。	有	・	無
--	---	---	---

当該研修計画を添付すること。

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の同時算定不可

(別紙 8)

令和 年 月 日

看護体制加算に係る届出書

介護保険事業者番号	2 3	異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
事業所名	愛知〇〇短期入所生活介護事業所				
施設種別	短期入所生活介護（空床型を含む）				
届出項目	1 看護体制加算（Ⅰ） 2 看護体制加算（Ⅱ） 3 看護体制加算（Ⅲ）イ 4 看護体制加算（Ⅲ）ロ 5 看護体制加算（Ⅳ）イ 6 看護体制加算（Ⅳ）ロ				

看護体制加算に関する届出内容

定員及び利用者の状況

定 員	20	人
利 用 者 数	20	人

看護職員の状況

	常 勤		常 勤 換 算	
看 護 師	1	人	1	人
准 看 護 師		人		人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号
	2 3
	2 3
	2 3

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
-----------------------	-------

中重度者受入状況

○ 算定日の属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者総数のうち、
要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であること

前年度利用者総数	
要介護3以上の利用者数	
要介護3以上の利用者割合	#DIV/0! ### ≥ 70%

	月	月	月
前三月の利用者数			
要介護3以上の利用者数			
要介護3以上の利用者割合	#####	#####	#####
			##### ≥ 70%

- ※ 看護体制加算（Ⅲ）及び看護体制加算（Ⅳ）を同時に算定することは可能
- ※ 看護体制加算（Ⅰ）及び看護体制加算（Ⅲ）を同時に算定することは不可
- ※ 看護体制加算（Ⅱ）及び看護体制加算（Ⅳ）を同時に算定することは不可

(別添23-1)

夜勤職員配置加算算定表 (短期入所生活介護・介護老人福祉施設)

施設名	愛知〇〇短期入所生活介護事業所			
区分	一般型(ユニット型以外)・ ユニット型 ←該当するものに〇をつけてください			
届出項目 (介護老人福祉施設)	1 (Ⅰ)イ	2 (Ⅰ)ロ	3 (Ⅱ)イ	4 (Ⅱ)ロ
	5 (Ⅲ)イ	6 (Ⅲ)ロ	7 (Ⅳ)イ	8 (Ⅳ)ロ
届出項目 (短期入所生活介護)	1 (Ⅰ)	2 (Ⅱ)	3 (Ⅲ)	4 (Ⅳ)
夜勤時間帯	17時00分～翌朝9時00分(16時間) ←施設が決める午後10時から午前5時を含む連続する16時間			
計算月	令和〇〇年〇〇月			

1 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数(1日平均夜勤職員数)

計算月の延夜勤時間数(ア)※ 時間 ← 計算月における看護職員又は介護職員の延夜勤時間数
 月の日数(イ) 日 ← 暦月(28~31日)
 1日平均夜勤職員数(ウ) ← (ア)÷((イ)×16時間) ※小数点第3位以下切捨て

※(ア)の算定根拠を別途記録し、算定表と併せて提出してください。

2 夜勤職員基準

入所者の数※1

<夜勤職員基準>

一般型		ユニット型
入居者の数	職員数※2	
25以下	1	2ユニット毎に1名
26~60	2	
61~80	3	
81~100	4	
101~	4+(入居者の数-100)÷25	

+ 1 = (エ)

※1 入所者の数 : 介護老人福祉施設の場合は、介護老人福祉施設の入所者数と併設又は空床利用の短期入所生活介護の利用者数の合計
 介護老人福祉施設以外の施設に併設している短期入所生活介護事業所及び単独型短期入所生活介護事業所の場合は、短期入所生活介護の利用者数

※2 職員数 : 介護老人福祉施設以外の施設に併設している短期入所生活介護事業所の場合は、当該職員数に併設本体施設として必要とされる夜勤職員の数を加えてください。

3 判定

1日平均夜勤職員数(ウ) > (エ)

(23) 証紙貼付書(様式第33)

- 30,000円分の愛知県証紙を添付してください。(消印等はしないでください。)
- なお、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を一体的に運営するために、同時に申請する場合は、介護予防短期入所生活介護に係る手数料は免除されます。

(24) 社会保険料及び労働保険への加入状況にかかる確認表（別紙21）

- ・ 社会保険及び労働保険の手続が適正になされているか確認のうえ、添付してください。

(25) 障害者総合支援法に基づく指定通知書の写し【共生型のみ】

- ・ 「短期入所」の指定通知書の写し。（更新をしている事業所については、併せて指定更新通知書の写しも添付してください。）